

韓国における国際著作権紛争の国際裁判管轄

——ドリーム・ワークスの判決を中心に——

孫 京漢*

I. 知的財産権における属地主義原則

知的財産権においては、従来から属地主義の原則が認められている。属地主義とは、大体において、知的財産権の成立・消滅とその内容はその知的財産権を付与した国家の法律によってのみ定められており、その効力は付与国の領土主権が及ぶ範囲内においてのみ認められるという原則として理解されている。属地主義は特許権等の産業財産権だけでなく、著作権等のような創作行為のみで権利が発生する知的財産においても原則的に適用されると考えられている。したがって、著作権侵害事件の国際裁判管轄を認定する場合に、属地主義の立場に従うとしたら、著作物の本源国を含めて、著作権の侵害行為が発生した各国ごとに裁判管轄権が認められ、自国で発生した侵害行為に対し、別度に裁判が進行することとなる。しかし、最近、著作権侵害紛争の国際裁判管轄の認定について、属地主義を排除し、国内における著作権の侵害行為だけでなく、外国人の外国における著作権の侵害行為に対しても、国内の裁判所の裁判管轄権を認めた画期的な判決が下された。ここでは本件について紹介することとする。

II. 事案の概要

原告は韓国人のシナリオ作家であり、自分

* 法務法人アラム代表弁護士、法学博士（大阪大学）

の創作した「記号を読め」というシナリオをスピルバーグ監督と彼が属しているドリーム・ワークス（Dreamworks L.L.C.）へ送付したが、スピルバーグ監督が日本の恐怖映画「ザ・リング」をリメイクして製作した映画「The Ring」が全世界的に配布、上映され、大きい成功を納めるとともに、韓国でもシージェイ・エンターテインメント社（CJ Entertainment Co.）がそれを輸入、上映した。原告はその映画は自分がスピルバーグ監督に送ったシナリオとその構成及びモチーフ等が類似しているという理由で、ドリーム・ワークス及びシージェイを相手として、韓国をはじめとした全世界の各国における著作権侵害行為の差止と著作権侵害による損害賠償を請求する訴訟をソウル中央地方裁判所に提起した。

III. 知的財産権侵害の国際裁判管轄に関する外国判例の態度

1. アメリカ

米連邦裁判所において特許又は著作権侵害訴訟の裁判管轄を認められるためには、事物管轄（subject matter jurisdiction）と人的管轄（personal jurisdiction）の二つの要件を全て満たさなければならない。外国の特許侵害に関しては、国家行為不干渉の原則（act of state doctrine）によって、アメリカにおける裁判管轄権の行使を自制するのが最近の傾向であり、著作権侵害に関しては国家行為不干渉の原則が適用されないという判例と、

これに反対する判例とが併存するが、前者の方がより支持されているといえる。したがって、アメリカの特許侵害と外国の特許侵害に関する各請求の併合は、原則的に許容されていないが、アメリカでの著作権侵害と外国での著作権侵害に関する各請求の併合は許容される傾向がある。

また、人的管轄に関しては、法廷地の州内において被告の継続的かつ組織的な活動 (continuous and systematic activities) を根拠とする一般管轄と、被告の法廷地の州内における意図的利用 (purposeful availment) があることを根拠とする特別管轄が認められている。特別管轄認定においては意図的利用と共に、法廷地の州内における被訴予見可能性 (foreseeability) が、適法手続要件の充足に対する重要な指標となっている。周知の通り、アメリカでは各被告別に人的管轄の有無を判断しているので、知的財産侵害においても主観的併合は認められていない。

2. ヨーロッパ

ヨーロッパでは、イギリスのようにイギリスの特許侵害事件をイギリスの裁判所の専属管轄とするという態度を採っている国家もあるが、殆どのヨーロッパの国家は、知的財産権侵害事件においては専属管轄を認めず、不法行為に関する特別管轄を認めている。この点に関連しては、知的財産権侵害事件ではないが、出版物による名誉毀損事件に関する1995年の Fiona Shevill の判決において、ヨーロッパの司法裁判所 (ECJ) は、出版社所在国の裁判所では外国で発生した損害を含む全ての損害賠償を請求し得るが、出版物配布国の裁判所では当該国家の内で発生した損害に限って請求することができると判示した。同趣旨に従い、知的財産侵害においても自国内における侵害に対する損害賠償請求のみを認めており、外国の侵害による損害賠償は侵害者の所在地国の裁判所の以外ではその管轄を否認している。知的財産侵害禁止請求には

より厳格な属地主義の原則が適用されている。ブラッセル規則は、訴訟の客観的・主観的併合の要件として併合される請求が非常に密接に関連付けられており、別個の訴訟手続から抵触する判決が下される危険性を避けるために併合・審理裁判を行う必要があると規定しているため、知的財産侵害訴訟において主観的併合は上記の要件を満たしていると解釈し得るが、客観的併合は属地主義の制限を受けるものとして理解される。

3. 日本

日本の最高裁判所は、アメリカの特許権を有する日本人の原告が、日本人の被告の日本におけるアメリカの特許侵害製品の製造、輸出行為に対して、アメリカの特許侵害差止及び損害賠償請求を行った事件に対し、日本の裁判所の裁判管轄を肯定しながらも、特許侵害差止請求と損害賠償請求は棄却した。また、著作者である日本人の原告が、タイ人の被告を相手として被告が当該著作物に対し日本において著作権を有していないという確認請求と、原告が当該著作物に対しタイで著作権を有しているという確認請求を行うことに対して、日本の最高裁判所は、前者の確認請求は請求の目的である財産が日本に存在するという理由で日本の裁判所の裁判管轄を認めており、さらに後者のタイにおける著作権確認請求に対しては、前者の請求と密接な関係を有するので、客観的併合を認めることができると判示したが、外国の著作権確認請求に対する日本の裁判所の直接的な裁判管轄は認めなかった。国際訴訟における主観的併合に関しては、殆どがこのような事項を肯定しており、特に知的財産侵害を不法行為の一種として性質決定するという観点からは、共同不法行為の要件を満たす場合、特別な事情がない限り、主観的併合を認めることとしている。

Ⅳ. 韓国国際私法上の国際裁判管轄の原則

1. 実質的関連の原則

2001年7月1日から施行されている韓国の改正国際私法第2条第1項では、「裁判所は当事者、又は紛争になる事案が韓国と実質的関連性を有する場合に国際裁判管轄を持つ。このような場合、裁判所は実質的関連の有無を判断することにおいて、国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない」と規定している。ここで言う「実質的関連」というのは、韓国の裁判所が裁判管轄権を行使することが正当化することができるということであり、当事者又は紛争の対象が韓国と関連性を有するということを意味しているが、個別の事件において裁判所がこのような実質的な関連の有無を判断する場合、当事者間の公平、裁判の適正、迅速を求めるといった民事訴訟の基本理念に従うが、具体的には当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような私益だけでなく、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も裁判管轄権行使の考慮要素となり得るといえる。

2. 国内法管轄規定参酌の原則

さらに、韓国国際私法第2条第2項では、「裁判所は国内法の管轄規定を斟酌し、国際裁判管轄権の有無を判断するが、第1項の趣旨に照らし国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない」と規定している。「実質的関連」という第2条第1項の基準が抽象的なものなので、その具体的な判断基準については、一応は国内法の管轄規定から見いだすものとするが、それにかかわらず国際的な観点から国際裁判管轄決定の原則を定立して行くことを要求したものとして理解することができる。

3. 知的財産紛争の国際裁判管轄に関する特則の不存在

韓国の改正国際私法は第27条に消費者契約に関する、また第28条には勤労者契約に関する各国際裁判管轄の特則を規定し、一方で、第24条では「知的財産権の保護はその侵害地法に従う」と規定し、知的財産権の準拠法に関する特則を設けているものの、知的財産紛争の国際裁判管轄に関してはいかなる特則も設けてない。結局、国際私法第2条の一般原則から個別的事件を通じて知的財産権の特殊性を勘案し、具体的な原則を定立して行くしかないといえる。

4. 国際訴訟における客観的併合と主観的併合

韓国民事訴訟法第25条第1項では関連裁判籍に関して規定している。第1項では、「一つの訴訟で複数の請求を行う場合には、第2条ないし第24条の規定に従い、その複数の請求の中で一つの請求に対する管轄権を有している裁判所へ訴訟を提起することができる」という客観的併合に関する規定を設けており、第2項では訴訟の目的となる権利や義務が多くの人々に共通しているか、或いは事実上、又は法律上のような原因によってその多くの人々が共同訴訟人として当事者となる場合においても第1項の規定を準用するので、第2条ないし第24条の規定に従い、その複数の請求の中で一つの請求に対する管轄権を有している裁判所へ訴訟を提起できると規定している。したがって、少なくとも韓国民事訴訟法においては、客観的併合と主観的併合を一定な要件の下で全てを認める態度を採っているといえる。

韓国の仁川地方裁判所は第25条第1項で、たとえ同一当事者間の複数の請求を併合することにおいていかなる関連性をも要求してないとしても、国際裁判管轄においては当事者の利害関係が大きいので、併合される請求の間の関連性を要件とするべきであるという趣

旨の判示を下している。すなわち、原告の併合請求の関連裁判籍主張に関して、「原告が一つの訴訟として複数の請求を行う場合、その中で一つの請求に関していかなる管轄の原因によって韓国の裁判所に国際裁判管轄権が認められる場合、他の請求に対しても韓国の裁判所が民事訴訟法第25条の関連裁判的規定に従い国際裁判管轄権を行使するためには、国内管轄とは異なり、複数の請求の間にその基礎となる事実関係、或いは争点が同一であるか、或いは関連関係を有する等の密接な関係が認められなければならない。また、たとえ同一な当事者間の請求であったとしても、上記のような密接な関係を有しない場合には、併合して裁判するのは国際社会における裁判機能の合理的な分配の観点からみると相当ではないだけでなく、むしろ裁判が複雑となり長期化されるおそれがあるだけなので、民事訴訟法上の関連裁判籍規定による国際裁判管轄が認められない」と判示し、関連裁判籍規定に従い国際裁判管轄権を認めなければならないという原告の主張を排斥した。

したがって、上記の下級審判例を反対解釈すれば、知的財産権に関する請求も国内で裁判管轄が認められる他の請求と密接な関係を有しているか、或いは基礎となる事実関係、又は実質的な争点が同一な場合には、他の管轄原因がないとしても国際訴訟の客観的併合が可能であるので、韓国で国際裁判管轄が認められるといえる。

一方、主観的併合で関連裁判籍を認めるのかという問題に関しては、韓国内においても民事訴訟法改正の以前に、その認定の如何をめぐって論議が行われたように、国際裁判管轄においてはより厳格な要件を設け、相手の管轄利益を保護する必要がある。国際裁判管轄に関するハーグ予備草案第14条では、その国で常居所を有する被告に対する請求と他の被告に対する請求が密接な関連性を有しており、矛盾する判決が下される重大な危険性を回避するために併合して裁判を行わなけれ

ばならない場合、又は当該国と被告が関係している紛争との間で実質的な関連性を有する場合には、主観的併合に関して国際裁判管轄権を認めており、ブラッセル規則第6条でも被告の中で1人の常居所地国として他の被告もそこ実質的関連を有し、判決の矛盾を避けるために不可避な場合には主観的併合を認めることとした。国際的知的財産訴訟に関するアメリカ法協会の国際私法原則案においては、その許容範囲を拡大し当該法廷地が他の被告と実質的関連を有していないとしても、全体紛争と最も密接に関連付けられている場合には、主観的併合を許容するという規定を設けており、日本の判例も共同不法行為、同一原因に基づき発生した権利義務関係に関する場合等には、主観的併合を国際訴訟においても認めている。したがって、国際的知的財産紛争においても上記のような厳格な要件を満たす場合にのみ主観的併合を認めるのが妥当であるといえるので、被告らが知的財産侵害行為を共同で行うのと同様に密接な関連を有している場合には、主観的併合を認めることができる。

V. 外国人の被告に対する国際裁判管轄の有無

1. 本事件の争点

本事件に戻ると、被告のドリーム・ワークスは外国の会社として外国人の被告に対する韓国の国際裁判管轄権を有しているのかという点が問題となるので、先ず被告のドリーム・ワークスと韓国の間には「実質的関連性」があるのかの可否の争点に関して詳しく検討してみることにする。

2. 裁判所の判断

ソウル中央地方裁判所は、上記の争点に関して、(1)被告シージェイ社の株式を37.04%保有している韓国企業人の訴外シージェイ株式会社が、被告ドリーム・ワークスの株式の

約13%を保有しているという事実、(2)被告ドリーム・ワークスは被告シージェイ社に対し、日本の以外のアジア市場に関する独占的配給権を付与しただけでなく、毎年4～5本の映画を提供し、被告シージェイ社がこれを国内で上映したという事実、(3)韓国映画の市場規模が世界全体の映画市場に比べ必ずしも小さいとはいえないという事実、(4)被告ドリーム・ワークスは被告シージェイ社から韓国で配布及び上映し獲得した総収益から費用を差引した金額の8～13%の配給手数料を受取って来たという事実、(5)商業的映画の特性上に映画製作社である被告ドリーム・ワークスは、安定的な収入確保のために各国の映画配給社と結んだ一定な提携関係に基づき、全世界にわたり営業活動を通じて利益を得ているという事実を総合的にみると、被告ドリーム・ワークスが韓国の裁判所へ提訴され得るといふ合理的な予見が可能なので、被告ドリーム・ワークスと韓国の間には実質的関連があると判断した。

3. 実質的関連性と予見可能性間の関係

結局のところ、裁判所は、被告ドリーム・ワークスの営業活動態様、韓国映画市場が、被告ドリーム・ワークスに対して有している重要度、韓国における自分の映画の上映頻度、そして韓国内映画配給社である被告のシージェイ社との関係等を総合的に考慮し、被告ドリーム・ワークスが韓国と実質的関連を有していると考えたのである。しかし、裁判所は被告ドリーム・ワークスに関する諸般の事実から韓国との実質的関連の有無を判断したのではなく、そのような諸般の事実から被告ドリーム・ワークスの被訴予見可能性を引き出し、さらにその予見可能性を実質的関連の有無の判断根拠としたという点からみて、特異な論理展開を行っているといえる。

このような点は、アメリカの判例上で発展して来た予見可能性 (foreseeability) の要件を導入したものと考えられるが、その一方

では本判決の前に下された韓国大法院のhpweb.com事件判決において紛争となった事案が韓国の間の実質的関連性を認めた上に、被告が韓国の裁判所で訴訟が提起される可能性を予見したという点を、他の裁判管轄権行使の根拠として提示している点に影響を受けたものであるといえる。

しかし、韓国大法院が上記の事件で実質的関連の有無の判断の以外に被告の被訴予見可能性の有無を付け加え判断したという点は、今後の国際裁判管轄の決定基準の提示において不必要な混乱を呼び起こすおそれがあるといえるだろう。本事件で同裁判所が予見可能性から実質的関連があると判示したのは、上記の二つの要件を合理的に連結付けようとする努力の一環と考えられるが、被告の予見可能性の有無を判断し、これを根拠として実質的関連の有無を判断することは、韓国国際私法第2条の明文規定に背馳するものであり、このような重疊的判断過程の中で国際私法の提示した「実質的関連」の要件が歪曲されるおそれまで生じるので、再考を要するものであるといえる。むしろ予見可能性の不存在を消極的要件と考えた上で、当事者と法廷地国間に一応は実質的関連があるものと考えられる場合でも、予見可能性がなかったとされるような特別な事情がある場合には、実質的関連性が否定されるとするように理論を構成するのが妥当であると思われる。

4. 主観的併合の認否

本件で裁判所は、被告ドリーム・ワークスと韓国間の実質的関連性を認めながらも、国際訴訟の主観的併合の要件として韓国が被告の中の1人の被告であるシージェイ社の常居所地である点と、被告シージェイ社と被告ドリーム・ワークスの間に矛盾する判断が許されないという点に対しては何も言及していないという点からみると、主観的併合に関しては判断してないと考えられる。上記で検討してきたように、これは被告ドリーム・ワーク

スに対する独自の裁判管轄の根拠を有しているので、敢えて主観的併合を認める必要がないからであるように思われる。

しかし、国際的知的財産侵害訴訟の主観的併合の認定の有無は、今後のこのような国際訴訟における論議の実益を有しているので、本件と関連し簡単に検討してみる必要がある。本件のような場合には、韓国と被告ドリーム・ワークスの間に、たとえ実質的関連がないと仮定しても、被告シージェイ社は韓国に常居所を有している法人であり、被告のシージェイと被告ドリーム・ワークスに対して原告の著作権ないしアイデアの侵害という同一の原因から起因し発生した権利侵害差止及び損害賠償の請求を求めているという点から、被告のシージェイ社と被告ドリーム・ワークスの間に相互矛盾する判決は許容されないという点に照らしてみると、被告シージェイ社だけでなく被告ドリーム・ワークスに対しても国際訴訟における主観的併合の法理に従い韓国の裁判所にその裁判管轄を認めるべきであるといえる。

Ⅵ. 外国における著作権侵害差止請求に対する国際裁判管轄の認否

1. 本事件の争点

被告ドリーム・ワークスが原告シナリオに基づき本事件の映画を製作し、韓国で配布、上映したとしたら韓国と実質的関連があると言ふべきであるが、一歩進んで、外国で配布、上映した点と関連して、このような外国における著作権侵害に対する侵害差止請求及び損害賠償請求の部分についても、韓国と実質的関連性を有しているのか否かという点が問題となり得る。

2. 裁判所の判断

同裁判所は外国における著作権侵害に関する請求部分だが、(1)被告ドリーム・ワークスが韓国の裁判所で提訴され得ると合理的に予見

できるという点、(2)韓国が被害者である原告の常居所地であるという点、(3)韓国の映画市場規模がアメリカに比べ小さいとはいえ、日本、カナダに比べ些細な水準を有しているとはいえないという点、(4)韓国も世界貿易機構(WTO)の設立協定の付属協定の一つである偽造商品の交易を含めた貿易関連知的財産権協定(The Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Right)及びベルヌ条約(Berne Convention)の適用を受けているので、被告ドリーム・ワークスが韓国で応訴することが特別に不当、或いは不利であるとはいえないという点、(5)本事件の訴訟の中で韓国内における著作権侵害に関する請求部分と外国における著作権侵害に関する請求部分は、その基礎となっている事実関係及び争点が同一であり、また韓国において上記の二つの全ての請求部分に対し裁判を行うことが望ましいという点等を総合して、外国における著作権侵害に関する請求部分に対しても韓国に国際裁判管轄が認められると判示した。

3. 判決の問題点

同裁判所が外国人の外国における知的財産権侵害と関連して、損害賠償請求のみならず、侵害差止請求に対しても韓国の裁判所に国際裁判管轄を認めたという点は画期的なものであるといえる。上記で検討してきたように、アメリカは事物管轄の要件に基づき外国の知的財産権侵害に対する裁判管轄権行使を自制しており、ヨーロッパは原則的に外国の知的財産権侵害に対する裁判管轄を否定している。また、日本も客観的併合理論に基づき外国の著作権不存在事件の裁判管轄を制限的に認めている状況からみると、上記の事実が画期的なものであるということはより確実である。

しかし、同裁判所が外国における著作権侵害と韓国との実質的関連の有無に関する考慮要素として、韓国の映画市場規模、韓国のTRIPs協定及びベルヌ条約加盟の事実を示し

ていることは、同事実が外国における著作権侵害と何の関連も有していないといえるので不当であり、またそれ以外の論拠として被告ドリーム・ワークスが韓国の裁判所への被訴可能性を予見し得るという点は、上記で検討してきたように被告であるドリーム・ワークスの自身が韓国と実質的関連を有しているのかどうかを判断することにおいてその基準となり得るとしても、外国における著作権侵害と韓国の裁判所との実質的関連の有無を判断する資料にはならず、また韓国内における著作権侵害に関する請求部分と、基礎となる事実関係及び争点が同一であるという点においても、訴訟の客観的併合の要件を満たしたとしても、その点が直接に外国における侵害と韓国間の実質的関連を認める根拠として示されるとは言えない。したがって、韓国が被害者である原告の常居所地であるという点が、唯一に実質的関連を認める根拠となり得るので、原告の所在地の裁判所に対して直ちに裁判管轄権を認めるとする結論を導き出すことが妥当ではないということは再論の余地がないといえる。

4. 客観的併合の否認

本件の判示において裁判所は、客観的併合に関して何も言及していないが、事実上、客観的併合による国際裁判管轄を認めた判例として考える必要がある。裁判所は、「外国における著作権侵害に関する請求部分と韓国の実質的関連の有無に関して検討したところ、外国における著作権侵害に関する請求部分も被告ドリーム・ワークスの韓国における著作権侵害に関する請求部分の事実関係に基づいており、またその争点も本事件の映画が本事件のシナリオの著作権を侵害したのかどうかの問題であり、外国における著作権侵害に関する請求部分と韓国内における著作権侵害に関する請求部分は、その事実関係及び争点が同一である」と判示した。

これは直接的には同一の当事者間の客観的

併合請求を認める態度は取っていないが、事実上、被告ドリーム・ワークスに対する原告の諸請求の間に密接な関連性を有しているためこれを併合し韓国の裁判所で裁判を行うことができるという論理として、結果的に諸請求の間の客観的併合を認める論理を提示している。

一方、本件の場合には判示で明らかになったように、上記で検討した仁川地方裁判所の判決の争点と事実関係が同一であるという客観的併合要件を備えているといえるので、国内における著作権侵害訴訟と外国における著作権侵害訴訟の客観的併合を認めることができるだろう。

5. 小結

したがって、被告ドリーム・ワークスの外国における著作権侵害行為に対して韓国の裁判所における国際裁判管轄を認めた根拠を簡単にいえば、国内における著作権侵害差止請求と外国における著作権侵害差止等の請求が客観的併合の要件を満たしているという点にあるといえる。もし、客観的併合理論を基礎としないで、外国における著作権侵害差止等の請求に対する裁判管轄に関する独自の根拠を求めるのであれば、同裁判所は、外国における著作権侵害と韓国の間との実質的関連性の認定において、被害者である原告の常居所地が韓国であるという事実以外に、本件著作物の本源国（country of origin）が韓国であり、さらに、外国における著作権侵害行為が、韓国内における侵害行為との関係で、争点と事実関係の同一性を越えて、一連の営業行為の部分を構成しているという点にその根拠を有しなければならない。

VII. 著作権侵害の準拠法

1. 韓国国際私法規定と学説

韓国国際私法第24条は上記で述べたように「知的財産権の保護はその侵害地法に従う」

と規定し、知的財産権侵害に関してのみ準拠法を規定している。同条項の解釈に関して、保護国法説と侵害者の常居所地法説（補足的には本源国法説）の学説が対立している。前者の見解は、知的財産権の保護を規定する保護国でのみ侵害が認められるので、知的財産権侵害に関しては侵害地法と保護国法は同一であるとする。したがって、上記の規定は保護国法説の立場を明確にしたものとして理解することができる。一方、後者の見解は韓国国際私法第24条の解釈論に関して、インターネットを通じた知的財産侵害が全世界にわたって同時多発的に起きている状況において、保護国主義は同一の知的財産権に対して保護国の法律によって権利者や保護範囲、救済方法等が変わるため、知的財産の国際的実施及び利用を複雑なものにするという理由から、本国法主義を支持しつつも侵害地法を侵害者の所在地法または補的に権利の本国法として解釈すべきであると主張する。

この点に関して、韓国大法院はいわゆる「日本の包み商売事件」において、「韓国国際私法第24条によると知的財産権の侵害による不法行為の準拠法は、その侵害地法に該当するといえるので、日本の包み商売人の日本における日本商標権侵害行為に対し、被告人が教唆、または幫助したことを理由とする、この部分に関する損害賠償請求の可否は、侵害地法である日本商標法第37条等の解釈に従わなければならない」と判示することで、知的財産権侵害の場合には侵害地の決定により外国の法が適用され得るという点を明白に宣言した。したがって、今後の知的財産権侵害事件の場合には、侵害地の確定がより重要な意味を有するようになり、外国の法についての探求の必要性も提起されるようになった。しかし、これは外国法法規説を採用する韓国の国際私法の下では、裁判所にて過重な負担を課す結果をもたらしたといえる。

2. 裁判所の判断

裁判所は本件の判示において、著作権侵害の要件である依拠性と実質的類似性を判断する準拠法に関して、明示的な判断を下していない。しかし、外国法の適用の如何に関する検討が行われていないという点からみる限り、外国における侵害行為請求部分に関しても韓国法が適用されることを前提として判断したものと考えられる。

このような点は、この間に韓国の下級審判決が著作権等の知的財産権侵害事件や不正競争防止法違反事件を処理する中で、一般的に侵害行為、またはその結果が発生した韓国の著作権法や不正競争防止法を適用しており、ドメイン名と関連した事件においても、その殆どが韓国の不正競争防止法を当然な準拠法としてみなしたということとその流れを共にするものであるといえる。ただし、韓国における侵害行為に対しては韓国法を適用し、外国における侵害行為に対しては侵害地の外国法を適用したことに對して、韓国法またはアメリカ法に基づき判断することを明示的に宣言すべきであったといえるだろう。

3. 外国法適用における主張の負担理論

準拠法の決定において、一般的に主張されている見解のように属地主義原則と保護国法主義を貫徹すると、上記で論じたように、侵害行為が全世界的に発生する場合には、準拠法として侵害行為が生じた全世界各国の法を全て適用しなければならない。外国法の適用に関して、韓国国際私法第5条は、「裁判所はこの法によって指定された外国法の内容を職権で調査・適用しなければならない。そのため当事者にそれに関する協力を要求できる」と規定している。こうした規定があるとしても、裁判所の外国法の調査・適用負担は依然として重いと見える。

したがって、侵害者の常居地法を原則的に適用するが、その法を適用するよりも侵害地法を適用することが有利な当事者がいる場合、

その当事者において例外的に侵害地法の存在とその内容を主張し、裁判所が侵害地法を適用するという方法を考慮する必要がある。すなわち、いかなる国の法を適用しても類似した結果が出るのであれば、侵害者の常居地法に基づき判断することになるが、特定国法を適用した場合に異なる結果があらわれ、その異なる結果がある一方の当事者に有利な場合には、その当事者がその特定国法の存在と内容を主張し、その適用を要求することができるという理論である。例えば、侵害者の常居地である韓国法に従う場合には侵害とならないとしても、侵害地であるマレーシアの法に従う場合には侵害となる場合のように、マレーシアの法を適用することによって判決の結論が異なるとしたら、知的財産権者はマレーシアの法の内容を主張することができるという理論である。

このように、知的財産権侵害の成立の如何とそれを主張する者が、当該侵害地法の存在とその内容を主張・提示しなければならない「主張の負担」を負うと解釈することによって、侵害が問題となった各国の法を調査、適用しなければならない裁判所の負担を軽減することができる。しかし、このような「主張の負担」理論によるとしても、裁判所の有している究極的な外国法の調査・適用の義務は免除されるものではなく、また当事者と裁判所に各侵害地法の主張と立証のために時間と費用を要求することが過多となるため、侵害者の常居所地法を適用することを原則とするものの、これによって知的財産権者の保護が顕著に不足する場合には、本源国法を補充的に適用することが妥当であると思われる。

VIII. 結論

本事件でソウル中央地方裁判所は、被告ドリーム・ワークスの韓国映画市場内における活動に基づき同被告が韓国と実質的関連を有しており、さらに被告ドリーム・ワークスの

外国における著作権侵害行為も韓国との実質的関連性が認められるので、韓国の裁判所は同事件に対して国際裁判管轄権を有しているという判決を下した。外国における著作権侵害に対する損害賠償請求だけでなく、侵害差止請求に対しても韓国の裁判所に国際裁判管轄があるという判断は画期的なものであるといえる。しかし、本事件において争点となった外国人の被告及び外国における著作権侵害請求部分と韓国との実質的関連性の有無の判断に際して、同裁判所が国際裁判管轄決定に関する一般理論に基づき判断しただけで、著作権をはじめとする知的財産権における国際裁判管轄決定の特殊性、特に知的財産権における属地主義に関する考慮を行っていないという点は、問題として指摘され得るといえる。このような点は、著作権の場合には特許等の産業財産権に比べてその属地性が弱いという点から理解されるべきであるが、より慎重に検討しなければならない問題であるといえる。知的財産権侵害においても国際裁判管轄決定に関する一般論が妥当であるという本事件の判示の趣旨は著作権侵害事件に限らず、特許等の産業財産権侵害においても適用され得るので、この点に関する今後の判例の発展に注目すべきである。